

小 郡 市 体 育 協 会 表 彰 規 程

第 1 条 この規程は、小郡市体育協会規約第 4 条第 4 号の表彰に関し必要な事項を定める。

第 2 条 この表彰は、小郡市における体育およびスポーツの健全なる普及振興に貢献したものに対して適用し、本市体育およびスポーツの振興に資するを目的とする。

第 3 条 前条に規定する表彰は、下記の各号の一つに該当するものについて小郡市体育協会がこれを行う。

- (1) 多年本市の体育、スポーツの普及に寄与し、その功績の顕著なるもの。
- (2) スポーツ競技において抜群の成績をあげ、その功績の顕著なるもの。

第 4 条 前条に定める表彰は、次の各号からこれを推薦するものとする。

- (1) 市体育（スポーツ）団体
- (2) 市体育協会

第 5 条 推薦する団体は、次のことを書類として小郡市体育協会表彰委員会に提出するものとする。

- (1) 推薦母体である団体名および責任者氏名
- (2) 推薦される者の氏名・住所
- (3) 推薦理由

第 6 条 小郡市体育協会表彰委員会は、推薦書にもとづき審議し、これを決定する。

第 7 条 小郡市体育協会表彰委員会は、小郡市体育協会の会長、副会長、理事長、副理事長及び事務局員をもって構成する。

第 8 条 被表彰者には、表彰状および記念品を贈る。

第 9 条 表彰は毎年 1 回これを行う。

附 則

この規程は、昭和 62 年 7 月 21 日から施行する。

小郡市体育協会表彰規程内規

(1) 表彰規程第3条1号該当者

- イ. 年齢 50 才以上で、10 年以上本市体育スポーツの普及振興に貢献した者
(各種目・協会の会長及び役員を経験したもの)
- ロ. 小郡市体育協会会長でその職を辞した者
- ハ. 過去に本表彰を受けたことがない者

(2) 表彰規程第3条2号該当者

- イ. 全国大会の入賞者 (6 位以内)
- ロ. 本部代表選手として 10 回以上出場者 (県民大会出場に限る)

※表彰対象者は、小郡市体育協会登録者に限る。